

# PTA等共済だより

2013年第5号  
2013/6/30発行  
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課PTA等共済室  
直通電話：03-6734-2971  
メール：pykyosai@mext.go.jp

## ■ 公益informationのよくある質問(FAQ)に共済事業に関する項目が追加！

### 問区-⑬ (共済事業)

いわゆる共済事業は、共益的な事業であって、公益目的事業としては認められることはないのでしょうか。

今回追加されたFAQでは「受益の機会が特定多数の者に限定される…」の解釈について、一步踏み込んだ解釈がなされています。これまでは、この例示として「例えば、社団法人の社員」とされていましたが、「…例えば対象を社団法人の社員のように法人運営に関わる者に限定することなく、広く一般の者…」としている場合は、法人の構成員を対象とする相互扶助等の事業に該当するものではないと考えられる。」としています。共済事業における『不特定多数』の考え方についても、「共済事業の性質上、その対象者は加入者に特定される形をとりますが、実質的に誰でも加入できる場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる場合もあり得ると考えられます。」としています。例示として、PTA等共済法に基づく共済事業についても記載されました。

公益認定をお考えの団体等は、「公益information よくある質問(FAQ)」を確認してください。

## ■ PTA等共済事務担当者会議を開催いたしました。

### ◆自治体向け—平成25年6月6日(木) 13:00~17:00

10県13名の教育委員会担当者が参加されました。認可を終えた県では、担当者が異動によって変更になったところが多く、はじめて参加する方が13名中10名となりました。認可のながれや監督業務等について説明をしました。

### ◆団体向け会議—平成25年6月7日(金) 13:00~17:00

22団体36名の皆さまが参加されました。前回に引き続き予想を超える参加申し込み数に会場を急ぎ変更することになりました。学校や児童生徒等に対する共済や保険制度全体のイメージや制度共済のメリット・デメリットを再確認しました。認可申請や認可後の適正運営に向けた内容を説明しました。各団体の取り組み事例もそれぞれ発表していただきました。



### ◆主な話題

直前に内閣府から上記のFAQが公表されるなど公益認定をめぐる状況にも変化があったことから、PTA等共済法に基づく共済事業の公益性を考える時間を設けました。既に公益認定を受けている団体からの手続きや留意点の説明の他、他県で苦労されているケースを紹介しました。その後、公益認定の判断プロセスを「公益認定等ガイドライン」の資料を基に説明しました。

団体向け会議においては、認可後の課題である内部管理態勢の確立に向け、内部管理、コンプライアンス、リスク管理、個人情報保護に関する項目について、留意点と具体的な取り組み例を紹介させていただきました。

## ■ FAQ Q1: 認可申請書には「共済事業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況を記載した書面」を添付することになっていますが、知識と経験を有する人とはどのような人を想定すればよいでしょうか。

A1: 「共済事業に関する知識及び経験を有する使用人」とは、アクチュアリーのような資格を有する者を使用人として確保することを求めるものではなく、一定期間共済事業(以前の見舞金給付事業や他の共済や保険等の事業など含む)の実務経験があり、必要な知識を有していると認められる者を想定しています。共済事業に関する事務に携わることとなる者の中に、これらに該当する使用人が確保されていることが必要になります。

この要件については、業務の適切性確保や被共済者等保護の観点から、また事業遂行能力という観点から、継続して確保されていることが必要です。

## Q2: 単位PTAから加入者名簿は個人情報だから出せないと言われていました。どうしたら?

A1: 加入者名簿は、被共済者を特定させるために必要なものです。共済金支払請求があった時などは、まず契約が完了しているか、加入者であるか等をこの名簿を使い確認することが必要です。名簿等によって把握した加入者数(被共済者数)は、共済掛金の振り込み金額の確認や責任準備金の算定時にも必要になりますので、共済団体の事務所に備付けておく必要があります。上記を丁寧に説明し提出してもらいましょう。全員加入の場合は、提出を省略できる場合があります。(用語集Vol.3の「加入者名簿」参照。)なお、個人情報を取得することになりますので、利用目的を伝え、管理を徹底すること等が必要です。

## ■ お知らせ

・先日は、認可21団体向けに事務局調査等の依頼をいたしました。急な依頼で、ご多忙中のところ、ご協力いただきありがとうございます。調査結果については、後日紹介させていただきます。  
・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせてもの対応しております。予定がある場合は、お早めにご相談ください。

次号の発行は、  
7月末予定。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

## ■ 共済団体のご紹介

★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

### 一般社団法人新潟県PTA安全互助会（平成23年12月6日認可）

新潟県のPTA安全互助会の歴史は昭和53年まで遡ります。平成16年度より任意団体の「新潟県PTA安全互会」を設立し、共済事業を開始しましたが、平成20年度より、保険業法の改正により、保険会社に完全委託をしなければならなくなりました。

平成23年1月「PTA・青少年教育団体等共済法」が施行されたため、新潟県PTA安全互助会は、平成23年度中の一般社団法人の設立、共済事業の認可、平成24年度よりPTA等共済法に則った共済事業を開始すべくスケジュールを立て、例年をはるかに上回る理事会の回数をこなし、臨時総会を経てどうにか予定どおりに開始することができました。定款作成から法人登記、共済規程の作成と共済事業の認可申請など、司法書士さんや県教育委員会の担当者からは細かな点までご指導をいただきました。

平成24年度は、共済事業を行いながら、諸規程の作成に取り組みました。コンプライアンス規程、リスク管理規程、内部監査規程など運営に最低限必要なものを整備しました。また、県教委への事業報告書の作成や立入検査の準備、税務署との税の相談、法務局への変更登記など、専門知識を必要とする事務作業が多いのですが、文部科学省の吉谷様からは幼稚なことまで相談に乗ってもらって助かっています。今後は、PTA等共済法下の共済事業についての研修を行い、役員及び事務職員のレベルアップを図るとともに、破綻を来さない運営に万全を期したいと考えております。（事務局長：駿河）

☆ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

### 公益財団法人 富山県PTA親子安全会（平成24年11月14日認可）

昭和54年4月1日に「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という会員相互扶助の精神をもとに富山県PTA親子安全互助会が設立されました。その後、平成8年12月2日に財団法人富山県親子安全会が設立されました。平成24年11月14日共済事業の認可を、平成25年3月19日に公益財団法人への移行認定を頂きました。

平成23年度より、県教育委員会、理事長、常務理事、税理士、司法・行政書士、事務局からなる『制度改革ワーキンググループ』を設置し、メーリングリストも立ち上げ、意見交換を重ねました。共済規程については県教育委員会から文部科学省の方に何度も連絡を取っていただき一つずつクリアしていきました。同時に、公益財団法人の認定に向け、県文書学術課とも打合せを持ち、一つ一つ理解を得て作業を進めてまいりました。

富山県は、加入率100%の『お見舞金』制度であり、痛みのあるうちの早い対応ということをもットーにしております。入院1日〇〇円ではなく、医師の指導により過去のデータ等を基に病名・部位によって見舞金を設定し、ケガをされ書類が届き次第、1～2日でお見舞金を給付できるようにしています。また、共済事業以外の公益事業として、講演会、安全教育研修会、視聴覚教材の貸し出し、就学奨励金制度等も行っております。（事務局：中田）



富山県PTA親子安全会事務局の皆さん



会議で挨拶するPTA等共済室長

### PTA等共済室の動き

新メンバーではじめて迎える事務担当者会議でした。団体向け会議終了後は、情報交換会を開催いたしました。総勢29名の参加となり、様々な意味で情報交換ができたものと思います。当日は、当室フルメンバーの他に、PTAなどを担当する地域・学校支援推進室から3名も参加いたしました。たくさんの貴重なご意見をお受けしました。共済事業の適正な運営、問題や課題の解決につながっていくように、PTA等共済室としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。会議の内容と時間配分は、参加者の割合によって決めているのですが、認可前と認可後のことを同日に実施するのは、時間的に限界にきていると感じています。次回以降は、より多くのことを皆さまにじっくりとご説明できるように日程と時間配分を変更する予定です。

## ■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、「共済事業の運営に関する内部管理」～

今回から数回にわたって監督指針と検査マニュアルの内容や活用方法についてご紹介いたします。まずは、監督指針の「Ⅱ 共済事業監督上の評価項目等」の中からいくつかを取り上げて数回にわたって解説していきます。（監督指針3～6参照）



◆意義…共済団体の実施する共済事業の健全かつ適切な運営及び共済契約募集の構成を確保し、利用者の保護を図るためには、共済団体の業務の全てにわたり、法その他の法令等（内部規程を含む。）が遵守されることが必要です。また、少子化の進展など共済事業をとりまく環境に大きな変化が見られる中で、共済団体自らが様々なリスクを適切に把握・管理し、共済団体内部における運営の管理が適切にかつ実効性をもって行われることが重要です。

◆主な着眼点…内部管理という観点から、理事・理事会・監事及びすべての職員が自らの役割を理解し、内部管理のプロセスに関与することが必要になります。監督指針では、それぞれが担うべき役割を記載していますので、それぞれの立場でご確認ください。

◆その他…その他適正な経理処理に関して、公益法人会計基準に準拠した経理処理、貸借対照表等の事務所備置き、ホームページでの公開等について記載しています。共済会計における経理の透明性を確保する上で重要です。

◆監督手法・対応…適時のヒアリングや通常の監督事務等を通じて、内部管理が適切かつ実効的に行われているか検証します。

■ 編集後記 「私たちの仕事はすべて法律に基づいている。行政庁として法を正しく理解し、裁量権を逸脱することなく、業務にあたらなければならない。」かつて共済室にいた先輩の言葉です。この言葉を忘れないようにしています。迷った時は、法律条文を探し、また法制定当時の経緯についても調べる。法律や経緯を探る作業は暗号を解読するかのようには苦痛なときもありますが、曖昧にするとかえってすっきりしないものです。かの山本五十六（役所広司ですが）も映画の中で「何事も大元まで辿らんと大事な事を見失うものだ」と言っています。同じ法律から別な解釈が生まれないようにするために、「指針」や「ガイドライン」というものがあつたりするわけですが、広い世の中には、時々これが機能しない場合もあるようです。正しい理解をし、適正な判断をするためには、素直で謙虚な気持ちが必要です。今、これを教えてあげたい人がいます。（PTA等共済室 吉谷）